

## ＜ 改善報告書検討結果（神戸女子大学） ＞

### [1] 概評

2016（平成 28）年度の本協会による大学評価において、貴大学に対して、努力課題として8項目の改善報告を求めた。これを受けて、貴大学では、「全学会議」を中心に検討を行い、各学部・研究科において改善活動に取り組んでおり、改善の認められる項目が確認できる。ただし、以下に示すもののうち改善が不十分な事項については、更なる対応を求める。

第一に、1年間に履修登録できる単位数の上限（努力課題No.4）について、文学部教育学科、健康福祉学部社会福祉学科及び健康スポーツ栄養学科において上限を適切に設定しており、また、文学部国際教養学科においては履修登録制限対象除外の制度を廃止する等の措置を講じている。しかし、2020（令和2）年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止のため、遠隔授業を取り入れたことを理由として、資格関係科目等（卒業要件に含まない科目）の上限設定を外しているため、これにより単位数の上限設定制度が形骸化することのないよう十分注意されたい。

第二に、学生の受け入れ（努力課題No.5）については、文学研究科において、博士前期課程及び同後期課程ともに、収容定員に対する在籍学生数比率について、それぞれ0.13、0.21と依然として低いので、改善が望まれる。

第三に、財務（努力課題No.7）については、2015（平成27）年度の看護学科の設置や、2016（平成28）年度に学生生徒等納付金を値上げしたことに伴い増収を図る一方、一部に特殊要因があったものの、経費の削減を行っており、2019（令和元）年度決算において、法人全体で事業活動収支差額が収入超過に転じている。ただし、「要積立額に対する金融資産の充足率」が低く、「事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合」が高く推移していることから、策定している施設設備・情報系に関する整備計画に加え、収入面・支出面全体を見通した中・長期の財政計画を策定し、引き続き改善に取り組むことが望まれる。

以上の事項について、引き続き改善に取り組むとともに、貴大学が掲げる理念・目的の実現のために、不断の改善・向上に取り組むことを期待したい。

### [2] 今後の改善経過について再度報告を求める事項

なし

### [3] 各指摘事項に対する改善状況

#### 1 努力課題について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	4. 教育内容・方法・成果

	(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
指摘事項	家政学研究科の学位授与方針について、課程ごとに策定されていないので、区別するよう改善が望まれる。
評価当時の状況	家政学研究科、食物栄養学専攻、生活造形学専攻の博士前期課程及び博士後期課程において、学位授与方針を課程ごとに策定していなかった。
評価後の改善状況	<p>学校教育法施行規則一部改正に伴う「三つの方針」の再確認を行うこと、及び各課程・専攻のそれぞれの方針の特徴として、博士前期課程は、課題や知識を基に研究に必要な方法、技術、考え方を修得する、博士後期課程においては、より高度な専門的知識と研究能力を養成することを大学院生をはじめ受験生、並びに社会全体に明確に周知するという観点から、家政学研究科委員会における3回の審議を経て(資料1-1-1)、各専攻の課程ごとの学位授与方針を改正し、ホームページで公表している(資料1-1-2)。</p> <p>なお、今後、後述する内部質保証委員会に全研究科・専攻を対象とした大学院教育検討部会を設置し、大学院における三つのポリシーの改定準備を進めることとしている(資料1-1-3)。</p>
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1-1-1「家政学研究科委員会会議録(2016年10月27日)(2016年11月24日)(2016年12月22日)」及び関係資料</li> <li>・1-1-2「学位授与方針」 (ホームページ) (<a href="https://www.yg.kobe-wu.ac.jp/wu/guide/policy/de-policy.html">https://www.yg.kobe-wu.ac.jp/wu/guide/policy/de-policy.html</a>)</li> <li>・1-1-3「内部質保証委員会議事要録(2019年7月11日)(2019年9月26日)・内部質保証委員会大学院教育検討部会議事要録(2019年9月12日)」及び関係資料</li> </ul>	

No.	種 別	内 容
2	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
	指摘事項	文学研究科の教育課程の編成・実施方針について

		て、課程ごとに策定されていないので、区別するよう改善が望まれる。
評価当時の状況		文学研究科、日本文学専攻、英文学専攻、日本史学専攻、教育学専攻の博士前期課程及び博士後期課程において、教育課程の編成・実施方針を課程ごとに策定していなかった。
評価後の改善状況		<p>学校教育法施行規則一部改正に伴う「三つの方針」の再確認を行うこと、及び各課程・専攻のそれぞれの方針の特徴として、博士前期課程は、広い視野を養い専門性を高める、博士後期課程においては、深く豊かな学識と精緻な論証にもとづく博士論文を作成することを明確に示し、大学院生をはじめ受験生、並びに社会全体に周知するという観点から、文学研究科委員会における4回の審議を経て（資料 1-2-1）、文学研究科及び各専攻の課程ごとの教育課程の編成・実施方針を改正し、ホームページで公表している（資料 1-2-2）。</p> <p>なお、今後、後述する内部質保証委員会に全研究科・専攻を対象とした大学院教育検討部会を設置し、大学院における三つのポリシーの改定準備を進めることとしている（資料 1-1-3）。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1-2-1 「文学研究科委員会会議録（2016年12月22日）（2017年1月26日）（2017年2月23日）（2017年3月23日）」及び関係資料</li> <li>・ 1-2-2 「教育課程の編成・実施方針」（ホームページ） (<a href="https://www.yg.kobe-wu.ac.jp/wu/guide/policy/cu-policy.html">https://www.yg.kobe-wu.ac.jp/wu/guide/policy/cu-policy.html</a>)</li> </ul>		

No.	種 別	内 容
3	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容
	指摘事項	家政学研究科博士後期課程において、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせたカリキュラムとはいえないので、課程制大学院制度の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供するよう、改善が望まれる。

評価当時の状況	<p>家政学研究科博士後期課程のコースワークの授業科目として、食物栄養学専攻・生活造形学専攻の各専攻に特別研究ⅠからⅥの計6科目を設定していたが、それらが論文指導に重点をおいたものとなっていたため、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせたカリキュラムとはいえなかった。</p>
評価後の改善状況	<p>家政学研究科委員会において、博士後期課程のコースワークを充実させるための審議を継続的に行った(資料1-3-1)。</p> <p>結果として、課程修了要件の12単位のうち、上記の特別研究ⅠからⅥの6科目に加え、新設科目として食物栄養学専攻に12科目(各2単位)、生活造形学専攻に7科目(各2単位)の授業科目を開設し、リサーチワークと組み合わせた適切なカリキュラム編成を図り、2020(令和2)年度入学生から適用することとした(資料1-3-2)。</p> <p>しかしながら、2020(令和2)年度は食物栄養学専攻、生活造形学専攻とも博士後期課程への入学者が0名であった。今後は上述のカリキュラムに基づいた体系的な教育・研究に繋げることとする。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1-3-1「家政学研究科委員会会議録(2016年10月27日)(2019年3月28日)</li> <li>・1-3-2「食物栄養学専攻・生活造形学専攻カリキュラム表」</li> </ul>	

No.	種 別	内 容
4	基準項目	<p>4. 教育内容・方法・成果</p> <p>(3) 教育方法</p>
	指摘事項	<p>1年間に履修登録できる単位数の上限について、全学部において4年次生、編入生、転科生に対しては上限が適用されていない。また、文学部教育学科、健康福祉学部健康スポーツ栄養学科及び同社会福祉学科において、上限が58単位と高い。</p> <p>さらに、文学部神戸国際教養学科においては、上限を48単位と設定しているものの、「オフ・キャンパス・プログラムⅣ」36単位のうち12単位を</p>

	制限対象から除外しているため、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。
評価当時の状況	<p>文学部教育学科、健康福祉学部社会福祉学科及び健康スポーツ栄養学科においては、各種国家資格等取得に重点を置いた教育課程を編成しており、結果として履修登録上限単位数を高くしていた。また、文学部神戸国際教養学科（現：国際教養学科）では、長期留学〔半期（後期）〕に参加する学生の前期履修科目の充実を図ることを目的に、制限対象外単位を設定していた。</p> <p>4年次生、編入生、転科生については、特に編入生、転科生の履修に関して、所定の在学年数で卒業要件を充足できるように、また、4年次生は通常の在学年数で卒業できるよう上限を設定していなかった。</p>
評価後の改善状況	<p>全学委員会である教務委員会及び該当する各学科において、単位の実質化に鑑みて審議を行った。結果として、2020（令和2）年度入学生から、履修登録上限単位数（年間）を文学部教育学科 48 単位、健康福祉学部社会福祉学科 49 単位及び健康スポーツ栄養学科 49 単位とした。</p> <p>文学部国際教養学科では、長期留学対象科目を再設定し、「オフ・キャンパス・プログラムⅣ」の単位数を 36 単位から 24 単位に変更することにより履修登録制限対象から 12 単位を除外する取扱いを廃止した。4年次生、編入生、転科生についても当該制度を適用する（資料 1-4-1）（資料 1-4-2）。</p> <p>しかしながら、2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症への対応のため、授業開始時期の延期、遠隔授業の実施など、通常の履修指導等を行えないまま授業を開始することになった。これらによる新入生の教育上の不利益を回避する観点から、2020（令和2）年度入学生に限り資格関係科目等（卒業要件に含まない科目）を履修登録上限単位から除外することとした（資料 1-4-3）。</p>
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・1-4-1「教務委員会議事録（2017年1月5日）（2017年4月6日）（2017年12月7日）（2018年7月11日）（2019年4月25日）（2019年6月6日）（2019年7月4日）（2019年9月11日）（2019年10月3日）（2019年10月31日）」及び関係資料</li> <li>・1-4-2「履修の手引き」[履修制限（CAP制）抜粋]、文学部国際教養学科カリキュラム表 [令和2（2020）年度入学生]</li> <li>・1-4-3「コロナウイルス感染症対応 関係資料」[教務委員会議事録（2020年4月14日）・学生通知文（履修指導関係）]</li> </ul>
--

No.	種 別	内 容
5	基準項目	5. 学生の受け入れ
	指摘事項	文学研究科において、博士前期課程及び博士後期課程ともに、収容定員に対する在籍学生数比率について、それぞれ0.16、0.21 と低いので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	文学研究科では、博士前期課程・博士後期課程ともに収容定員に対する在籍学生数比率が低かった。
	評価後の改善状況	<p>文学研究科は、学部在籍生を対象とした進学説明会を例年5回ないし6回実施し【2016（平成28）年度：5回 [6月、9月、10月、12月、1月]】、【2017（平成29）年度：5回 [6月、9月、10月、12月、2月]】、【2018（平成30）年度：6回 [7月、9月、10月、12月、1月（2回）]】、【2019（令和元）年度：6回 [7月、9月（2回）、12月、1月（2回）]】、各専攻の特色等を詳細に説明のうえ進学を促しているが、在籍学生数は低調である。</p> <p>今後の取り組みとして、博士前期課程を対象とした推薦入試を2021（令和3）年度入学者から実施することとした。</p> <p>また、後述する内部質保証委員会に全研究科・専攻を対象とした大学院教育検討部会を設置し、大学院全般における以下の諸課題について審議することとした。</p> <p>三つのポリシーの改定、博士前期課程及び博士後期課程間での教育研究水準再検討、研究科・専攻間</p>

	での共通カリキュラム実施内容検討、キャリア支援強化等の検討（資料 1-1-3）。 これらを適宜、学部生等に説明しつつ研究科における教育研究内容等を周知し、大学院進学を促したい。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等 ・ 1-5-1 [大学基礎データ (表 3.4)] [2016(平成 28)年度～2020(令和 2)年度]	

No.	種 別	内 容
6	基準項目	7. 教育研究等環境
	指摘事項	ポートアイランドキャンパスの図書館において、専門的な知識を有する専任職員を配置していないので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	ポートアイランドキャンパス図書館には、業務委託職員が専門的な知識（司書資格）を有していたが、専任職員の有資格者は配置していなかった。
	評価後の改善状況	現在、ポートアイランドキャンパス図書館には、専任職員 1 名、業務委託職員 6 名を配置している。 図書館の専門性に鑑み、更にその機能を十分に発揮させるため、2019（令和元）年度から同図書館に専門的な知識（司書資格）を有する専任職員を配置し、専任職員 2 名と業務委託職員 6 名の体制で業務を行っていた。 しかしながら、円滑な業務運営を行う観点から総合的に勘案した人事配置を行った結果、2020（令和 2）年度は、同図書館において専任職員は 1 名となり、専門的な知識を有する専任職員を配置していない状態となった。ただし、業務委託職員 6 名については、夜間対応担当の 1 名を除き全て司書資格を有しており、上述の状況であるが、図書館の教育研究上の使命は十分に果たすことができる。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等 ・ 1-6-1 「専任事務職員配置表」		

No.	種 別	内 容
7	基準項目	9. 管理運営・財務 (2) 財務
	指摘事項	<p>帰属収支差額比率は大学部門では「文他複数学部を設置する私立大学」の平均を上回っているものの、法人全体では下回る状況が恒常化しており、「要積立額に対する金融資産の充足率」は低下傾向にあるため、今後の教育研究計画や施設設備計画などを財政面で担保する中・長期財政計画を策定し、計画に沿って取り組み、財政基盤を確立することが望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>18歳人口減少に伴う入学者数の低下、これにより学生生徒等納付金収入が減る結果となった。また、看護学部の設置準備として施設設備等に大規模な投資を行った。</p>
	評価後の改善状況	<p>収入増強策の一環として、看護学部の設置による学生数の確保（収容定員の増加）及び学費の改定を行った。これにより2016年度「4,709百万円」であった「学生生徒等納付金収入」が、2019年度には「662百万円」増加し「5,371百万円」となった。</p> <p>経常収支差額比率は2017年度「△2.2%」、2018年度「△3.6%」となり、2014年度より5年連続でマイナスとなっていたが、2019年度においては「1.6%」となりプラスへと改善した。</p> <p>積立率は「2015：50.8%、2016：49.5%、2017：50.1%、2018：49.6%、2019：50.0%」となっており、「50%前後」を推移している。</p> <p>また、施設設備・情報系における5カ年の整備計画を策定した。これは今後5カ年において必要となる既存施設（設備）の更新計画である。本計画を基に施設設備の整備における予算枠「240百万円（単年度）」を設定した（資料1-7-1）。</p>
改善状況を示す具体的な根拠・データ等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1-7-1「看護学部入学者数、学費改定資料（規程集抜粋）、施設設備中期計画」</li> <li>・1-7-2「財務計算書類」</li> <li>・1-7-3「監事による監査報告書」</li> </ul>		



No.	種 別	内 容
8	基準項目	10. 内部質保証
	指摘事項	<p>「自己点検・評価委員会」を中心とした点検・評価体制と、各部署が作成する「活動計画書」「活動報告書」を用いて改善を行う仕組みを整備したものの、点検・評価の体制と改善を行う仕組みが連関しておらず、自己点検・評価の結果を改善につなげる全学的な体制が十分に確立しているとはいえないので、内部質保証に関する方針の策定とともに、学内の各組織や取組みが連関した体制を構築し、適切に機能させるよう、改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>毎年、各学部・研究科等において自己点検・評価活動を実施し、点検・評価報告書を取りまとめ、あわせて各部局単位で「活動計画書」及び「活動報告書」を作成し、次年度に繋げることにより内部質保証体制を機能させることとしていたが、それぞれの取組みが必ずしも連関しておらず、点検・評価活動が十分に機能しているとはいえなかった。</p> <p>また、内部質保証に関する方針等も策定していなかった。</p>
	評価後の改善状況	<p>2016（平成28）年度の認証評価受審後も自己点検・評価委員会が主体となり、継続して点検・評価活動を実施してきた。</p> <p>提言に関する改善事項については、同年度の部局長会（自己点検・評価委員会）において二度にわたりすべての指摘事項に対する今後の方針を確認し、関係各部局において対応を開始した。</p> <p>2017（平成29）年度は、各学部・学科、各研究科・専攻、学校教育学専攻科及び事務局に関する「活動計画書」「活動報告書」の総評を行い、部局長会（自己点検・評価委員会）で共有するとともに、以降の点検・評価活動に反映することとした（資料1-8-1）。</p>

		<p>内部質保証に関する体制の整備は、2019（平成31）年3月に、建学の理念、教育目標、教育研究上の目的等の実現に向けた11項目（内部質保証の考え方、方針の明確化、PDCAサイクルの構築、点検・評価活動、外部評価、FD・SD活動との連動、組織体制等）で構成する「神戸女子大学内部質保証の方針」、内部質保証を実現するための取り組みを規定した「神戸女子大学内部質保証に関する規程」でその実施主体となる内部質保証委員会の役割を定義した。その新しい内部質保証体制のもとで点検・評価活動を実施するための「神戸女子大学点検・評価活動に関する規程」を新たに制定し、各組織やその取り組みが連関した内部質保証体制を構築した（資料1-8-2）。</p> <p>この内部質保証に関する体制整備と並行した自己点検・評価活動として、「三つの方針の点検評価と三つの方針に基づく教育活動の点検評価」（資料1-8-3）に着手し、三つの方針をより具体性を伴った内容に改定した。これにより、カリキュラムの各要素の整合性や授業内容の設計等についての点検・評価が可能となった。</p> <p>また、「三つの標語」（自立心・対話力・創造性）の具体化による教育目標の達成状況の検証」（資料1-8-4）により、教育目標が示す能力（自立心・対話力・創造性）の修得度について学生の自己評価による調査を開始し、継続して実施している。この検証結果は教育活動等の改善に活用する。</p> <p>内部質保証体制整備後は、「アセスメント・ポリシーの作成」「卒業研究評価用ルーブリックの作成」「大学院各研究科・専攻の「三つのポリシー」の改訂」等（資料1-8-5）に着手し、継続的に審議・報告等を行い、内部質保証の方針に基づく教育目標の達成のための諸活動を実施することによりその体制を機能させている。</p>
改善状況を示す具体的な根拠・データ等		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1-8-1 「部局長会会議録（2017年1月12日）（2017年3月17日）（2018年7月12日）」及び関係資料</li> <li>・1-8-2 「神戸女子大学内部質保証の方針」「神戸女子大学内部質保証に関する規程」「神戸女子大学点検・評価活動に関する規程」「部局長等会会議録（2019年3月7日）（2019年4月11日）（2019年5月9日）」</li> <li>・1-8-3 「三つの方針の点検評価と三つの方針に基づく教育活動の点検評価・部局長会会議録（2018年1月25日）（2018年2月2日）」  「三つの方針」に基づく教育活動等の点検・評価について・部局長会会議録（2018年7月12日）」  「三つの方針」（学士課程）について・部局長会会議録（2018年8月2日）」  「教育活動等の点検・評価に関する今後の方向性について・部局長会会議録（2018年9月6日）」</li> <li>・1-8-4 「「三つの標語」（自立心・対話力・創造性）の具体化による教育目標の達成状況の検証・部局長会会議録（2018年4月12日）（2018年5月10日）（2018年11月15日）（2018年12月13日）（2019年1月10日）（2019年5月9日）・内部質保証委員会議事要録（2019年12月19日）」</li> <li>・1-8-5 「今後の点検・評価活動について「アセスメント・ポリシーの作成」「卒業研究評価用ルーブリックの作成」「大学院各研究科・専攻の「三つのポリシー」の改定」等・点検・評価委員会議事要録（2019年6月20日）（2019年11月21日）（2020年1月31日）（2020年2月10日）・内部質保証委員会議事要録（2019年7月11日）（2020年2月25日）」</li> </ul>
--	---

以 上

